

このたび、ヒューマンライズ News を発行させて頂くことにしました。  
定期的に、会計処理の説明、制度説明、システムの機能紹介などをさせて頂く予定です。

平成 28 年 12 月 22 日付で日本公認会計士協会より「公益法人会計基準に関する実務指針」（以下、「実務指針」といいます。）の改正全文が公表されました。同じく日本公認会計士協会より先に公表されている「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」と併せて、この中からいくつかの点についてご説明していきます。

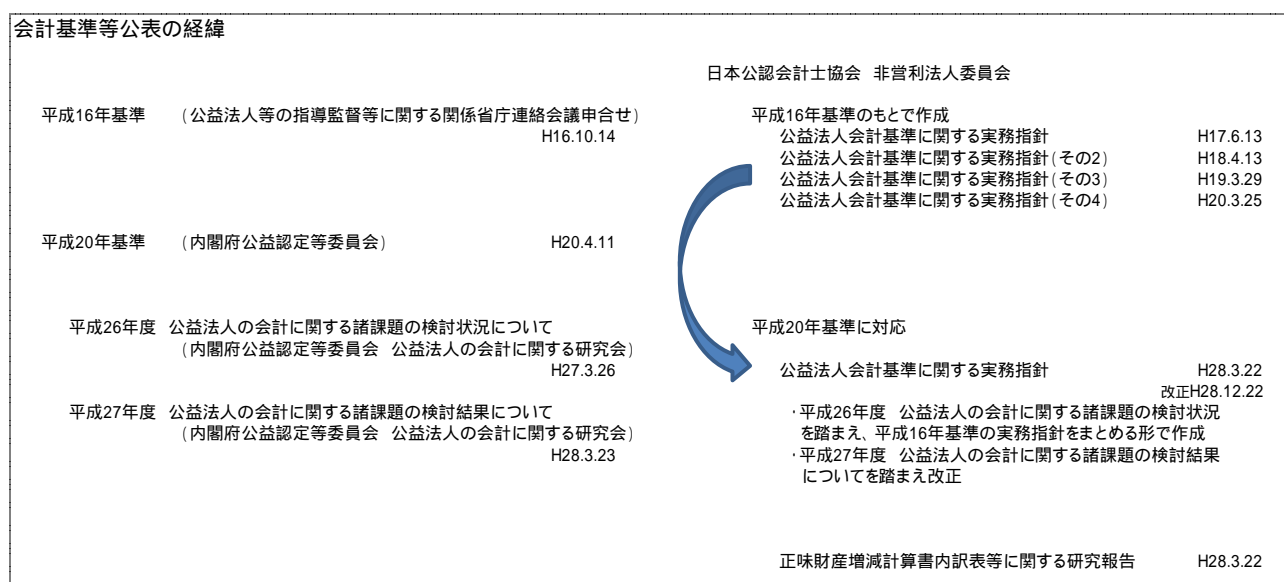
まず、第 1 回は、「会計基準」に関する内容です。

公益目的出計画を終えられた一般法人様、その他の非営利団体様から抛るべき会計基準のご相談を頂くことがありますので改めて実務指針 Q1 について確認しておきます。

**Q1 社団法人・財団法人には、どのような会計基準の適用が想定されますか。**

という問いに対する回答として、公益法人に限らず、利潤の獲得と分配を目的としない非営利法人については、「通常は、公益法人会計基準を企業会計基準に優先して適用することになる。」と示されています。

また、平成 20 年会計基準以外に平成 16 年会計基準を適用する法人の存在も肯定しています。改めて、平成 16 年会計基準以降の会計基準等の公表の経緯を簡単に確認しておきます。



平成 16 会計基準は、旧主務官庁制の下、関係省庁連絡会議申合せという形で設定、改正されてきたものであり、現制度に対応したものではありません。また、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」(内閣府公益認定等委員会、以下「FAQ」といいます。)の問 4 では、「公益法人の会計基準は、今後とも、新たな社会状況等に適切に対応していくことが必要です。」とありますが、平成 16 年会計基準は、最新の企業会計基準への適合などメンテナンスも行われていないことから、既にその意義を失っているものと考えられます。Q3 の平成 16 年会計基準と平成 20 年会計基準の違いに関する問いに対する回答として、いくつかの項目について違いがあるものの、基本的な考え方が同じであるとして、「前者の基準を選択適用している法人も後者の基準に円滑に切り替えていくことが可能であると考えられる。」と示されています。このことは、新制度施行後も平成 16 年会計基準を適用する法人の移行の負担に配慮し、期限を設けず平成 20 年会計基準への移行を前提として、廃止せずに存置しているものと考えられますので、冒頭にある「公益法人に限らず、利潤の獲得と分配を目的としない非営利法人」が優先適用すべき会計基準は、平成 20 年公益法人会計基準であると言えます。

次に実務指針 Q5 に記載されている「過年度遡及会計基準」の適用に関して触れておきます。

Q5：公益法人における会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計上の取扱いについて  
教えてください。

この問いの回答として、「原則として、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に規定する取扱いに、準拠することになる。」とあり、Q6 では、いくつかの設例を用いて説明がされています。これに対して「FAQ」問 4 において退職給付に関する会計基準やリース取引に関する会計基準などについては、公益法人にも適用されると示されていましたが、「FAQ」問 4 では、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」については、「会計理論の観点からは、期間比較可能性と法人間の比較可能性を向上し、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める意義があり、このことは、営利法人、非営利法人いずれにも当てはまることから、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用することは、有益と考えられます。」としつつも、中小企業、学校法人、独立行政法人等にこの基準の適用が求められていないこと、平成 20 年基準によって処理すれば、この基準を適用しなくても財務諸表の将来にわたる適正性が担保されること、少人数の職員により運営されている公益法人等が多いことなどの理由により、「現時点では、公益法人について、本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行と言えます。このため、本基準を自主的に適用することは全く問題がありませんが、公益法人が、必ず本基準を適用しなければならない訳ではありません。」と結論付けています。

この相違について確認しておきます。先に触れた「FAQ」問 4 において個別の会計基準の適用時期等の説明箇所「公益法人が会計監査を受けている場合の取り扱いについては、別途、日本公認会計士協会が検討することとなっていますので、その結果を参照してください。」とあります。

実務指針の方では、公表に当たって募集したパブリックコメントに対する回答として「コメントへの対応」が併せて公表されています。この中で「FAQ 問 4 において強制適用でないことが示されている」、「一定規模以上の法人のみの適用とされるべきである」という意見に対して、それぞれ次のような回答が付されています。「FAQ 問 4 においては、過年度遡及会計基準について、規模の小さい法人に対する配慮等から、選択適用とされているに過ぎず、通常、監査対象となるような公益法人へ過年度遡及会計基準を適用することについては、内閣府公益認定等委員会との協議の結果を踏まえたものと認識しております。」、「27 年度報告 [公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について (内閣府公益認定等委員会・公益法人の会計に関する研究会)] の対象は、全ての公益法人が対象とされていますが、本実務指針では、弊社会員が監査を行う場合の適用に当たっての考え方を示しております。」このように「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」については、公認会計士監査を受けている公益法人は、原則的に適用する必要がありますが、それ以外の法人については、選択適用が認められているということになります。

最後に、「過年度遡及会計基準を適用し、過年度の財務諸表を修正再表示する場合、行政庁への定期提出書類の修正については、行政庁と相談の上、必要な手続きを行っていただくこととなると思われます。」という「コメントへの対応」もあります。「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用された公益法人様は、この点にもご注意ください。

## 追伸

弊社ホームページ内でもお伝えしていますが、先日、全国公益法人協会様が会員である公益・一般法人様を対象に「公益法人会計ソフトの使用状況」に関するアンケートを実施され、「現在使用している会計ソフト」として弊社が有効回答数の 14.7%、全体で 2 位にあたる使用割合であるという結果が公表されました。同時にシステムに対する不満点としてご指摘頂いた項目もございます。その中で、解消できるのではないかとと思われる項目がございましたので、簡単にご説明させて頂きたいと思っております。

### 元帳から伝票に飛べない

元帳の参照画面から勘定科目等の条件をご指定頂き、画面表示させた後、明細部分を選択して「伝票」ボタンを押して頂くと、該当する伝票にジャンプし、修正、削除等の作業も行っていただけます。

同じように試算表も参照画面から「元帳」「伝票」へとジャンプが可能となっています。

### 出力する会計データが汎用的でない (加工しにくい) 並びレイアウトになっている

「伝票明細 CSV 出力」という機能がございます。こちらは、指定して頂いた条件に該当する伝票データを CSV 出力するものです。特定期間の特定科目、特定の取引先などを絞り込

み Excel 上で加工して頂く想定をしています。こちらは、取り扱いやすいレイアウトにもなっているかと思えます。

これらの機能がお役に立てばと思い、取り急ぎご紹介させて頂きましたが、上記の説明を含めシステム上のご不明な点は、弊社顧客サービス課までお問い合わせ下さい。

以上

#### 参考文献

日本公認会計士協会 「公益法人会計基準に関する実務指針」 H28.12.22

日本公認会計士協会 「公益法人会計基準に関する実務指針」(公開草案)に対するコメントの概要  
及び対応について H28.12.22

日本公認会計士協会 「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」 H28.3.22

内閣府公益認定等委員会 「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」

内閣府公益認定等委員会 平成 27 年度「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」 H28.3.23